

空き家フルリノベーション支援事業 Q&A

番号	Q	A	備考
1	改修工事に着手した後に交付申請することはできますか。	できません。省エネ改修工事の契約及び着工の前に交付申請をして交付決定通知を受ける必要があります。	
2	交付申請は契約前にしなければならないのですか。	交付申請をして交付決定通知を受けた後に契約してください。	
3	省エネ改修工事が令和9年3月以降に完了する見込みですが、補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。令和8年2月15日までに補助対象の事業を完了し、実績報告書を県に提出する必要があります。	
4	エコキュートを設置するのですが、補助の対象となりますか。	エコキュートの設置のみでは補助の対象となりません。設備の効率化に係る工事は、開口部、躯体等の断熱化に係る工事と併せて行う場合のみ補助の対象となります。なお、設備の効率化に係る工事に要する経費として補助対象経費に計上できる額は、開口部、躯体等の断熱化に係る工事に要する経費の額を上限とします。たとえば、開口部、躯体等の断熱化に係る工事に要する経費が50万円、設備の効率化に係る工事に要する経費が60万円の場合、設備の効率化に係る工事に要する経費のうち50万円分を補助対象経費とします。	
5	省エネ診断や省エネ設計のみでは補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。省エネ診断と省エネ設計は、省エネ改修工事と併せて行う場合のみ補助の対象となります。	
6	新築、増築、建て替えは補助の対象となりますか。	いずれも補助の対象となりません。	
7	すでに省エネ基準を満たしている住宅は、補助の対象となりますか。	改修前の状態で省エネ基準を満たす省エネ性能がある住宅の場合は、ZEH水準への改修を行うものが補助の対象となります。なお、改修前の状態でZEH水準を満たす省エネ性能がある住宅は補助の対象となりません。	
8	ほかの補助金と併用はできますか。	国、県、市町村等が実施する補助制度との併用は原則できません。しかし、市町村が実施している木造住宅耐震改修補助金とは併用可能になります。その場合は、省エネ改修と耐震改修の工事費を分けていただき、それぞれの申請を行ってください。 (工事費の重複は認められません)	
9	以前この補助金を利用して省エネ改修工事をしたのですが、もう一度補助を受けることはできますか。	できません。同一の住宅に対して行う補助は、1回までとなっております。	

10	交付申請の際に添付する省エネ改修工事に係る見積書は、補助対象外の工事を含んだものでもよいですか。	補助対象の工事のみ記載されている見積書を作成いただくのが望ましいですが、難しい場合は補助対象となる工事の費用の内訳がわかるように記載してください。	
11	提出書類一覧の「その他、必要に応じて知事が指定する書類」とは何ですか。	交付申請、変更承認申請、実績報告時に特に提出いただくものではありませんが、申請書等を提出いただいた後、審査の際に確認すべきことが生じた場合に追加で書類の提出を求めることがあります。	
12	申請書の提出は郵送でもよいですか。	申請書、実績報告書は持参又は郵送にて受け付けております。なお、メール・FAX では受け付けておりません。（書類の修正等はメールでも可能です。） 【申請、報告の送付先】 〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 富山県土木部建築住宅課住みよいまちづくり係	
13	補助対象経費に消費税を含めてよいですか。	消費税は補助対象経費から除いてください。	
14	空き家は必ず取得しなければならないか。既に取得済みの空き家は対象外か。	補助事業者（＝民間事業者）が所有する空き家であれば対象となります。	
15	補助事業者が取得または所有していることは何によって証明するか。	住宅の登記簿（全部事項証明書）又は所有者との売買（譲渡）契約書にて証明してください。文書によって証明できない場合は対象外となります。	
16	空き家であることの証明はどのように行うか	現在住宅に居住する人がいない住宅を対象とします。民間事業者が所有しているとしても、社員が居住していたり、過去の所有者が現在も住んでいる場合は対象外となります。（特に証明は求めません）	